

令和3年2月19日

各加盟団体の長 様

公益財団法人広島県体育協会
会長 神出 亨



児童・生徒が参加する競技団体主催大会における
新型コロナウイルス感染対応について（依頼）

平素より本協会事業推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、広島県及び広島県教育委員会から別紙のとおり周知依頼がありましたので送付します。

各加盟地域団体及び各加盟学校団体におかれましては、別紙の内容をご確認いただきますとともに、関係者への周知をお願いいたします。

各加盟競技団体におかれましては、児童・生徒が参加する貴団体主催大会において、新型コロナウイルスの陽性者が出た場合は、別紙の依頼に沿ったご対応をお願いいたしますとともに、基本的な感染防止対策や競技団体等ごとのガイドラインに沿った対策の再確認と徹底をお願いいたします。また、関係者の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

令和3年2月18日

公益財団法人広島県体育協会会長 様

広島県知事

〒733-8511 広島市中区基町10-52

地域政策局スポーツ推進課

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当

広島県教育委員会教育長

(学びの変革推進部豊かな心と身体育成課)

児童・生徒が参加する競技団体主催大会における新型コロナウイルス感染対応について (依頼)

本県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針に基づいて、取組を進めており、積極的疫学調査の徹底については『2県民，事業者，行政が連携して取り組む重要事項：「広島積極ガード」』より、広範な調査を行い感染者の早期発見を推進しています。

つきましては、県内の感染状況がステージⅡ（警戒基準を超えない時期）までにおける、競技団体主催のスポーツ大会やイベント等で、児童・生徒が関わるものについて、新型コロナウイルス陽性が出た場合の対応を別紙のとおり整理しましたので、上記の内容について、貴団体の構成員や関係者の皆様に周知してください。

また、基本的な感染防止対策や競技団体等ごとのガイドラインに沿った対策の再確認と徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策

担 当：地域政策局スポーツ推進課

電 話：082-513-2644

児童・生徒が参加する競技団体主催大会における新型コロナウイルス感染拡大予防の対応について
(ガイドライン)

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」に基づき、学校等での集団感染の危険性のあることから、県内の感染状況がステージⅡ（警戒基準を超えない時期）までにおいて、児童・生徒が関わる大会等やスポーツイベント参加者について、新型コロナウイルス感染者発生時の対応を整理するものです。

なお、感染状況がステージⅡの警戒基準を超える時期においては、大会の開催の見直しを含めて検討してください。

1. 大会等の開催について

大会等の実施にあたっては、以下の項目を踏まえたうえで開催してください。

- ① 競技団体ごとのガイドラインに沿って大会を開催すること。
- ② 広島県高等学校体育連盟主催大会「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を参考に大会ごとのガイドラインを作成した上で大会を開催すること。
- ③ 大会関係者、参加者は、事前に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」及び本ガイドラインの内容を確認・同意すること。
- ④ 主催者は、参加者から感染者が出た場合、参加者の所属（学校等）に対して連絡することについて、了解を得た上で大会を開催すること。
- ⑤ 主催者は、大会を開催するにあたり、事前に県スポーツ推進課を通じて、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について確認を取ること。

2. 大会等の参加者で新型コロナウイルス感染者発生時の対応について

県の対処方針に基づき、次のとおり対応してください。

- ① 主催者は、大会参加者から感染者が発生したことを保健所と県スポーツ推進課及び、参加者の所属(学校等)に連絡をすること。
- ② 主催者は、保健所の指示により参加者名簿、大会概要等資料を提出し、濃厚接触者及び接触者は積極的疫学調査に協力すること。
積極的疫学調査の為に、場合によっては参加者の大会から2週間の行動歴を確認するので、記録の保管等に努めること。
- ③ 参加者の所属(学校等)での感染拡大の恐れがあると保健所が判断した場合、保健所から参加者の所属(学校等)に連絡するので、濃厚接触者及び接触者は、保健所の指示に従い、PCR検査を受診すること。
- ④ 複数市町、保健所所管に跨る場合、状況によっては、県スポーツ推進課から主催者にPCR検査(行政検査)を依頼することがあるので主催者は協力すること。

県の対処方針より抜粋

【積極疫学調査の徹底】～県対処方針「2 県民、事業者、行政が連携して取り組む重要事項」感染者と発症前14日間など一定期間に同一空間に居た者を「接触者」として、また感染者と感染可能期間に同一空間にいた者を「濃厚接触者等」として「症状の有無を問わず検査対象とする」など、広範な調査を行い感染者の早期発見を推進する。

【積極的疫学調査への協力】～県対処方針「3 県民に対する要請」感染例が発生した場合には、まん延を防止する観点から、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。

大会参加者に感染者が出た場合の流れ

- ① まずは、主催者（競技団体）から参加者がお住いの市町保健所に連絡
- ② 主催者 ⇒ 広島県スポーツ推進課・所属（学校等）に連絡

○参加者名簿等を所管保健所に提出
⇒保健所が接触者、濃厚接触者の判断

○保健所の判断で所属(学校等)へ連絡

○PCR検査の実施(接触者・濃厚接触者)

○学校での対応は、所管保健所の指示に従う。

感染者の早期発見

《受診・相談センター一覧》

お住まいの区域	連絡先（24時間対応）	備考
広島市，呉市，福山市以外の市町	082-513-2567 [広島県各保健所]	
広島市	082-241-4566 [広島市各保健センター]	
呉市	0823-22-5858 [呉市保健所]	
福山市	084-928-1350 [福山市保健所]	
広島県感染症・疾病管理センター (ひろしまCDC)	082-513-3068	
広島県地域政策局スポーツ推進課	082-513-2644 (平日 8:30~17:15)	
広島県教育委員会 豊かな心と身体育成課	082-513-5032 (平日 8:30~17:15)	